

令和 3 年 2 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏



地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、令和 2 年 1 2 月 1 8 日付け（地 443・健Ⅱ 383）「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」及び令和 3 年 2 月 3 日付け（地 503・健Ⅱ 460）「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 2）」にてご連絡申し上げております。

今般、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、地方公共団体が、体育館等の施設等を活用し、新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いが示されました。

なお、上記令和 3 年 2 月 3 日付け（地 503・健Ⅱ 460）では、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、新たに診療所を一時的に開設しようとする際（地方公共団体が開設する場合を含む。）には、常時連絡を取れる体制を確保する等、その責務を確実に果たすことができるようにする場合には、常勤する医師でなくとも管理者となること等が示されております。今般の通知に基づき、地方公共団体が新たに診療所を開設するにあたり、地方公共団体の依頼に基づき地域の医師会関係者が当該診療所の管理者となる場合についても、同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政総発 0218 第 1 号
令和 3 年 2 月 18 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する場合の医療法等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）の迅速な接種のための体制確保に係る医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 12 月 17 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 2）」（令和 3 年 2 月 1 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）においてお示ししているところである。

今般、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、地方公共団体が、体育館等の施設等を活用し、新たに診療所を一時的に開設する必要性が生じる場合も見込まれることから、この場合の医療法等の臨時的な取扱いについて、下記のとおり定めるので、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、コロナワクチンについて迅速に多くの国民に対して接種することの重要性に鑑み、地方公共団体が新たに診療所を一時的に開設する必要性が生じた場合に適用される臨時的・特例的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 地方公共団体が、地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、新たに診療所を一時的に開設しようとする場合には、医療法第7条第1項に基づく診療所の開設に係る許可は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えなく、開設許可の申請に係る医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第1条の14第1項に基づく申請事項については、下記の事項のみで差し支えないこととする。

- ・ 開設者の名称及び主たる事務所の所在地（第1号）
- ・ 名称（第2号）
- ・ 開設の場所（第3号）
- ・ 開設の予定年月日（第16号）

2. 診療所の開設に係る医療法施行令（昭和23年政令326号）第4条の2第1項に基づく開設後の届出については、省略して差し支えないこと。ただし、適切かつ安全な医療を提供する観点から、則第3条第1項第2号のうち、管理者の氏名の提出を求めることとするが、当該事項の提出についても、事後の適切な時期に行うこととして差し支えない。

3. 地域におけるコロナワクチンの迅速な接種体制の確保のために、地方公共団体が一時的に新たに開設する診療所については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例を定める必要はないこと。

なお、この取扱いは、総務省自治行政局行政課に確認済みである旨、申し添える。